

# 道路標識点検診断士登録規程

制 定 平成30年4月19日

## 第1章 総 則

(主旨)

第1条 本規程は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会（以下「全標協」という。）が実施する道路標識点検診断士研修（資格試験を含む。以下「研修」という。）及び資格登録の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、道路標識点検診断士の資格を定め、登録することにより、道路標識の設置、点検及び診断業務を円滑かつ的確に遂行し、業務成果の技術水準を高めるとともに技術者の地位向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 道路標識点検診断士とは、道路標識の設置、点検及び診断業務を履行するために必要な知識及び技術を有する者で、全標協が実施する資格試験に合格し、登録の認定を受けた者をいう。

## 第2章 研修の実施及び実施計画

(研修事務を行う事務所)

第4条 研修事務を行う場所は、次のとおりとする。

一般社団法人全国道路標識・標示業協会

〒102-0083 東京都千代田区麴町3-5-19

(研修の実施時期及び実施場所)

第5条 研修の実施時期等は、原則として次のとおりとする。

- 一 研修は毎年1回実施するものとし、原則として9月に行う。
- 二 研修の実施場所は、原則として職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センター（富士宮市）とする。
- 三 具体的な実施時期及び実施場所は、次条に規定する実施計画により指定する時期及び場所とする。

(研修の実施計画)

第6条 全標協の会長（以下「会長」という。）は、講習日時及び場所等の実施に関する事項を定めた実施計画を年度ごとに作成する。

(研修の実施の公示)

第7条 研修の実施に係る公示は、全標協のホームページ及び研修案内等により行う。

### 第3章 研修の受講資格等

(受講資格)

第8条 研修の受講資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- 一 標識設置工事(設計及び点検診断業務を含む)において5年以上の実務経験を有する者
- 二 次の資格のいずれかを有する者
  - ① 1級土木施工管理技士
  - ② 登録標識・路面標示基幹技能者のうち標識講習修了者(主任技術者資格を有する者に限る)
  - ③ 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(総合技術管理部門及び建設部門(鋼構造及びコンクリート分野又は道路分野))
  - ④ RCCM(鋼構造及びコンクリート部門又は施工計画、施工設備及び積算部門)((一社)建設コンサルタンツ協会)
  - ⑤ 土木鋼構造診断士((一社)日本鋼構造協会)
  - ⑥ 1級・上級・特別上級土木技術者((公社)土木学会)

(欠格条項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、研修を受講することができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

### 第4章 研修の受講申込

(受講申込)

第10条 研修を受講しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 受講申込書
- 二 実務経験証明書
- 三 第8条第2号に規定する資格証の写し
- 四 その他全標協が指定する書面等

(受講料)

第11条 受講料は86,400円(税込み)とする。

- 2 前項の受講料は、受講申込時に納入しなければならない。

## 第5章 研修及び資格試験の実施

### (研修の方法)

第12条 研修は、講義及び資格試験により実施する。

2 研修期間は、原則として5日間（合宿方式）とする。

### (講義)

第13条 講義の内容は、標識一般及び専門技術とし、その内容は次のとおりとする。

一 標識一般は、交通生理学・心理学、交通人間工学、業務関連法規、標識令概論、道路標識設置基準及びデータベース（点検記録含む）に関する科目とする。

二 専門技術は、案内・警戒・規制・指示標識（自専道含む）の設置、標識の施工管理・検査要領、国が定める標識点検要領、標識の構造・部材、コンクリートの劣化・診断、標識の設計条件・構造計算、標識の点検及び標識の診断に関する科目とする。

三 前号のうち、国が定める標識点検要領とは、次のものをいう。

- ① 附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成26年6月国土交通省道路局国道・防災課）
- ② 門型標識等定期点検要領（平成26年6月国土交通省道路局）
- ③ 小規模附属物点検要領（平成29年3月国土交通省道路局）

### (資格試験)

第14条 資格試験は、四者択一方式とし、前条各号に規定する標識一般及び専門技術を判定するため、講義内容及び現場施工業務に関連した問題とする。

2 前項のうち標識の点検及び診断に関する問題は、国が定める道路標識関係の点検要領を確実に履行するため必要な知識及び技術を有することを確認するものとする。

3 資格試験は、標識一般及び専門技術から全50題を出題する。

## 第6章 合否の判定等

### (資格試験の合否判定基準)

第15条 資格試験の合否判定基準は、第33条で規定する道路標識点検診断士審査委員会が定める。

### (合否の判定)

第16条 資格試験の合否の判定は、道路標識点検診断士審査委員会が行う。

### (合格証の発行)

第17条 会長は、資格試験に合格した者に合格証を発行する。

2 前項の合格者については、全標協ホームページ及び全標協機関紙において公表する。

## 第7章 登 録

(登録認定申請等)

第18条 資格試験に合格し、道路標識点検診断士になろうとする者は、氏名、生年月日、所属会社の名称と所在地、修了試験の名称その他全標協が定める事項について、登録認定申請を行わなければならない。

(登録認定及び登録証等の発行)

第19条 会長は前条の登録認定申請があった場合、道路標識点検診断士審査委員会の審査を経て、登録認定を行うものとする。

2 登録の有効期間は、合格証が発行された日から5年間とする。

3 第1項の登録認定を行った場合には、会長は「登録証」(登録を証する書面)及び「登録者証」(カード)を速やかに発行するものとする。

4 登録者証には、次の事項を記載する。

- 一 名称(道路標識点検診断士登録者証)
- 二 登録番号、氏名、生年月日、登録年月日
- 三 有効期限
- 四 研修実施機関の名称、印、所在地及び電話番号

(称号)

第20条 前条第1項の登録認定を受けた者は、「道路標識点検診断士」と称することができる。

(登録者証等発行手数料)

第21条 登録者証等発行手数料は、3,200円(税込み)とする。

2 前項の手数料は、登録認定申請時に納入しなければならない。

## 第8章 登録の更新及び更新研修

(登録の更新)

第22条 登録の有効期限が満了し、更新をしようとする者は、更新研修を受講することにより、有効期限を5年間延長することができる。

2 前項の更新研修を受講するに当たっては、資格取得後の知識及び技術の向上を図るため、全標協の技術講習会等を受講し又はCPDを取得していなければならない。

(更新研修の方法)

第23条 更新研修は、毎年1回実施しなければならない。

2 更新研修は、原則として1日間とし、講義及び修了試験により行う。

(更新研修の講義)

第24条 更新研修の講義は、登録の有効期限前に補うべき知識及び技術を再確認し、技術

進歩や法令改正等に対応した新たな知識及び技術を習得する内容とする。

(更新研修の修了試験)

第25条 更新研修の修了試験は記述式とし、次の内容を含むものとする。

- 一 当初の研修において与えられた知識及び技術の確認
  - 二 技術進歩や法令改正等に対応した新たな知識及び技術の取得
- 2 更新研修の修了試験における合否判定基準は、道路標識点検診断士審査委員会が定める。合否判定基準に達しない者には、レポートの再提出を求め、再審査を行う。
- 3 前項の更新研修の修了試験に合格した者に対する合格証の発行等は、第17条の規定を準用する。

(更新研修の受講料)

第26条 更新研修の受講料は、20,000円(税込み)とする。

(登録の更新手続き)

第27条 登録の更新手続きは、第18条及び第19条の規定を準用する。

(更新に係る登録証等発行手数料)

第28条 更新に係る登録証等発行手数料は、3,200円(税込み)とする。

## 第9章 特例研修

(道路標識設置・診断士の特例)

第29条 道路標識設置・診断士登録認定要綱(平成26年7月3日決定)に基づき認定された「道路標識設置・診断士」(「道路標識設置管理士」で追加研修により認定された者を含む)については、特例研修を受講することにより、道路標識点検診断士の資格を取得することができる。

(特例研修の実施方法)

第30条 特例研修は、平成30年度から平成33年度までの4年間に、原則として毎年1回実施するものとする。

- 2 特例研修は、原則として2日間とし、講義及び修了試験により行う。
- 3 特例研修の講義は、道路標識の点検及び診断業務に関する専門的な知識及び技術の習得等を主な内容とする。
- 4 特例研修の修了試験は記述式とし、次の内容を含むものとする。
  - 一 道路標識の点検及び診断業務に関する専門的な知識及び技術の習得
  - 二 技術進歩や法令改正等に対応した新たな知識・技術の習得
- 5 特例研修の修了試験における合否判定基準は、道路標識点検診断士審査委員会が定める。合否判定基準に達しない者には、レポートの提出を求め、再審査を行う。
- 6 前項の修了試験に合格した者に対する合格証の発行等は、第17条の規定を準用する。

(特例研修の受講料)

第31条 特例研修の受講料は、20,000円(税込み)とする。

(特例研修による登録認定申請等)

第32条 特例研修による登録認定手続きは、第18条及び第19条の規定を準用する。

2 特例研修に係る登録証発行手数料は、3,200円(税込み)とする。

## 第10章 審査委員会

(道路標識点検診断士審査委員会)

第33条 全標協は、研修に関する制度運営及び資格制度に関する重要事項の審議並びに資格試験を適正かつ公正に実施するため、道路標識点検診断士審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員)

第34条 審査委員会は、有識者2名以上を含む5名以上の審査委員によって組織する。

2 有識者には、次のいずれかに該当する者が含まれていること。

- 一 学校教育法第1条に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

3 審査委員は、会長が道路標識の点検及び診断に関する知見や経験を有し、かつ審査委員会の運営につき中立な立場で公正な判断を行うと認められる者から選任し、委嘱する。

4 審査委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

5 審査委員が任期途中で交代した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第35条 審査委員会に審査委員長を置く。

2 審査委員長は、審査委員の互選により選任する。

3 審査委員長に事故のあるときは、審査委員長があらかじめ指名した審査委員がその職務を代理する。

(審査委員の解任)

第36条 会長は、審査委員が次のいずれかに該当する場合は、その審査委員の委嘱を解くことができる。

- 一 職務上の義務違反その他審査委員としてふさわしくない行為があったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- 三 審査委員から辞任の申し出があったとき

(会議及び議決)

第37条 審査委員会は、審査委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議での議事は、出席した審査委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは審査委員長が決するところによる。

3 会議は、審査委員の過半数が出席しなければこれを開き、議決することができない。  
(審査委員会の職務)

第38条 審査委員会は、次の職務を行う。

- 一 研修テキストの作成
- 二 試験問題及び合否判定基準の作成
- 三 試験の答案の採点、合否の判定
- 四 道路標識点検診断士資格の登録審査判定基準の作成
- 五 登録を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等に関する議決
- 六 その他道路標識点検診断士資格等に関わる事項

## 第11章 雑 則

(登録の抹消)

第39条 登録の認定を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合には、会長は第38条第5号の規定に基づく審査委員会の議決を経て、当該登録を抹消することができる。

(受講者の不正行為に対する措置)

第40条 会長は、不正な方法により受講し、又は受講しようとした者に対し、研修を受けることを禁じ、又はその資格試験等による合格等を無効としなければならない。

(天災等の措置)

第41条 天災その他の事由が発生した際の研修等の実施については、次のとおりとする。

- 一 研修を開始する3日以前に、研修の実施が不可能と考えられる天災その他の事由が生じた場合には、研修実施責任者は速やかに会長又は審査委員長と協議の上、その決定事項を受講予定者に連絡する。
- 二 天災その他の事由が研修直近であって、受講予定者への連絡が確実に届かないと思われるときは、研修会場における掲示等により受講予定者への連絡を試みることにする。
- 三 研修実施中に、天災その他の事由が発生したときには、研修会場等の天災その他の事由に対する措置に従うものとする。なお、研修実施責任者は、研修の続行等について会長又は審査委員長と協議して決定を行う。

(秘密の保持)

第42条 全標協役職員又は研修事務に携わった者は、研修事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第43条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。

(実施細則)

第44条 本規程の施行に当たり必要な実施細則は、会長が定める。

(規定の改正)

第45条 本規程の改正は、審査委員会の議決を経て会長が行う。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月19日から施行する。

(廃止)

2 平成30年4月19日をもって「道路標識設置・診断士登録認定要綱」(平成26年7月3日総務委員会決定)を廃止する。